

**新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う主要事業の変更点
【市民等への呼びかけ等・行政・学校園・こども園の取組編】**

1. 感染再拡大防止に向けた市民等への要請・呼びかけ

期間	5月7日まで		5月8日以降	
項目/主体	大阪府	堺市	大阪府	堺市
市民等への 呼びかけ	①府（市）民への呼びかけ ○感染防止対策の徹底 ○早期のワクチン接種の検討 ○高齢者・同居家族等の感染リスクが高い場所への外出・移動を控える ○都道府県間の移動の感染防止対策の徹底等 ○高齢者施設での面会時の感染防止対策の徹底等 ○高齢者同居家族の感染者の宿泊療養施設の療養 ○会食時のゴールドステッカー認証店舗の推奨	同左	国の基本的対処方針の廃止に伴い呼びかけ終了	同左
	②高齢者施設への要請 ○早期ワクチン接種への協力 ○基本的感染防止対策の強化・徹底 ○面会時の感染防止対策の徹底 ○入居系・居住系施設従事者等への頻回検査 ○陽性者等発生時の配置医師や連携医療機関等との連携・速やかな治療協力	同左	国の基本的対処方針の廃止に伴い呼びかけ終了	同左

1. 感染再拡大防止に向けた市民等への要請・呼びかけ

期間	5月7日まで		5月8日以降	
項目/主体	大阪府	堺市	大阪府	堺市
市民等への呼びかけ	③医療機関への要請 ○連携医療機関・往診医療機関等の高齢者施設における早期のワクチンの接種協力 ○基本的感染防止対策の強化・徹底、自院入院患者陽性のコロナ治療継続 ○地域中核的医療機関・往診医療機関における保健所からの依頼への協力（往診体制の確保など） ○地域中核的医療機関等における高齢者施設等の感染制御への支援推進	同左	国の基本的対処方針の廃止に伴い呼びかけ終了	同左
大学等への要請	○オミクロン株対応ワクチンの早期接種の検討にかかる周知徹底（法に基づかない働きかけ） ○発熱等の症状がある学生の登校や活動参加を控えるよう、周知徹底 ○学生に対し、感染リスクの高い行動について感染防止対策の徹底 ○療養証明・陰性証明の提出を求めないこと ○学生寮における感染防止策などについて、学生への注意喚起の徹底	同左	国の基本的対処方針の廃止に伴い要請終了	同左

1. 感染再拡大防止に向けた市民等への要請・呼びかけ

期間	5月7日まで		5月8日以降	
項目/主体	大阪府	堺市	大阪府	堺市
経済界への お願い	<ul style="list-style-type: none"> ○オミクロン株対応ワクチンの早期接種を検討するよう周知徹底（法に基づかない働きかけ） ○療養証明・陰性証明の提出を求めないよう周知徹底 ○高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等への配慮 ○業種別ガイドラインの遵守 	同左	国の基本的対処方針の廃止に伴いお願い終了	同左
その他の市民への周知・啓発	—	<ul style="list-style-type: none"> ①ホームページ、広報さかい、SNSによる市民への周知 ②感染予防ポスターの掲示（市関連施設、民間事業者施設） 	—	自主的な感染対策を支援するための情報発信と同じく、必要に応じて広報さかい、SNSで情報発信

2. 市主催等イベントでの取組

5月7日まで		5月8日以降	
大阪府	堺市	大阪府	堺市
<ul style="list-style-type: none"> ○参加人数5,000人超かつ収容率50%超のイベントを実施する場合、「感染防止安全計画」を策定し大阪府に提出→人数上限は収容定員まで可能 ○「感染防止安全計画」の策定が不要であるイベントは、感染防止策等を記載した「チェックリスト」を作成し、HP等に公表 ○イベントの参加者は、イベント前後の活動における基本的な感染対策を徹底 ○収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保 ○飲食提供する場合、業種別ガイドインの遵守など業態に応じた感染防止対策の遵守など 	<p>以下の感染対策を徹底の上、国・府の基準に基づき開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ①感染の状況によって、規模や開催方法の見直し、開催の自粛も検討 ②感染予防ガイドラインに基づく感染防止の徹底 ③感染予防ポスターの掲示 ④感染防止を呼びかける場内放送の実施 	<p>国の基本的対処方針の廃止に伴い、通常開催へ</p>	<p>同左</p>

3. 施設（市有施設）の取扱い

5月7日まで		5月8日以降	
大阪府	堺市	大阪府	堺市
<p>○人数上限・収容率 イベント開催時は、イベント開催制限と同じ</p> <p>○その他（法に基づかない働きかけ） これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施と感染防止策の徹底</p>	<p>各施設において感染対策を徹底のうえ、通常どおり運営。特に大人数、密になる恐れのある環境や場所での対策を徹底。</p> <p>【例：更衣室の利用人数制限、混雑時の予約制や時間制限の実施等】</p>	<p>国の基本的対処方針の廃止に伴い、通常の見直し</p>	<p>同左</p>

4. 行政の取組

5月7日まで ○感染拡大の防止等の観点から以下の取組を徹底することにより、市民と職員、職員同士の接触機会を減少。	5月8日以降
①窓口などで市民対応を行う際や、会議・打合せなど職場で会話を行う場面でのマスク着用	重症化リスクが高い高齢者が利用する施設に職員が訪問する場合など、業務上必要と判断される場合はマスクを着用
②職員間の夜の会食は、以下のルールを徹底 ・感染が発生しやすい場面を強く意識し、マスク会食など感染を防ぐ行動を徹底する ・ゴールドステッカー認証店舗の利用	廃止する
③所属長による職場内の感染対策の確認の徹底 ・職場の一斉換気の実施やパーテーション等の設置 ・休憩室や更衣室等で会話をする際は、マスクを着用 ・昼食等の際に会話する際は、マスクを着用 ・現場等への出張等（公用車の同乗等）で会話する際は、マスクを着用 ・少しでも体調が悪い場合、無理に出勤させないことを徹底 ・マスク着用の際は、不織布マスクの奨励	・手洗い等の手指衛生や換気等、基本的な感染対策を実施 ・市民対応を行う窓口など、業務上必要と判断される場合はパーテーションを継続設置（※継続設置しない場合でも、次の感染拡大時に備え、適正に保管） ・体調が悪い職員を無理に出勤させない

4. 行政の取組

5月7日まで ○感染拡大の防止等の観点から以下の取組を徹底することにより、市民と職員、職員同士の接触機会を減少。	5月8日以降
④「堺スタイルの働き方」を実施	コロナ禍を機に定着した働き方改革に資する取組を引き続き実施 ・テレワーク、時差出勤 ・自転車通勤の推奨 ・打合せ・連絡・報告等のオンライン活用（ビジネスチャット・Web会議等） ・オンライン研修の活用
⑤テレワーク、時差出勤等による職員の接触低減等による職員の出勤削減	
⑥自転車通勤の推奨	
⑦打合せ・連絡・報告等のオンライン活用（ビジネスチャット・Web会議等）	
⑧職員のワクチン接種の推奨	

5. 学校園の取組

5月7日まで ○幼児児童生徒の安全を守るため、以下の感染対策を徹底	5月8日以降
①園児の安全を守るため、感染対策を徹底のうえ、引き続き保育を実施。 ※通園児、保育者等に陽性者が出たときは、感染拡大防止のため発生園の臨時休園等を行うことがある	国の基本的対処方針の廃止に伴い、通常の実施へ
②登校時の健康観察カードによる体調確認を行う。	国の基本的対処方針の廃止に伴い、通常の実施へ
③マスク着脱については、個人判断に委ねる。 ※給食準備中等、コロナ禍前からマスク着用を指導していた場面については、指導を継続	継続実施
④「新型コロナウイルスの感染が確認された場合のガイドライン」に則して、休業措置を迅速に判断する。	国の基本的対処方針の廃止に伴い、通常の実施へ
⑤学校行事は、感染対策を徹底して行ったうえで実施する。	国の基本的対処方針の廃止に伴い、通常の実施へ
⑥部活動は、感染対策を徹底して行ったうえで通常の活動を行う。	国の基本的対処方針の廃止に伴い、通常の実施へ
⑦学校休業となった場合、オンラインによる学活・健康観察・課題説明やオンライン授業（ライブ配信等）の実施、家庭学習を進めるための学習計画の配付や課題の提示など、学校の状況に応じて学習支援を行う。 感染が不安で登校ができない等の児童生徒については、オンラインによる健康観察・課題説明や、保護者の希望による授業のライブ配信等の実施、家庭学習を進めるための学習計画の配付や課題の提示など、学校の状況に応じて学習支援を行う。	継続実施

5. 学校園の取組

5月7日まで ○幼児児童生徒の安全を守るため、以下の感染対策を徹底	5月8日以降
⑧学校施設開放事業は、引き続き実施する。	国の基本的対処方針の廃止に伴い、通常の見直しへ
⑨放課後児童対策等事業は学校に準じた対応で実施する。	国の基本的対処方針の廃止に伴い、通常の見直しへ
⑩教職員の健康管理等について ・体調不良時のルールに基づいた対応を実施する。 ・教職員へワクチンの接種を推奨する。	4.行政の取組（職員への対応）に準じた対応を実施

○学校園の対応については、5類への移行に伴い、通常の見直しへ変更するが、文科省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」の改訂内容を踏まえ、以下の感染対策を実施

- 発熱や咽頭痛など、普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養するよう周知・呼びかけを行う。
- 気候上可能な限り、常時換気を行う。
- 流水と石けんでこまめな手洗いを行う。
- 清掃により清潔な空間を保つ。（清掃活動とは別に日常的な消毒作業は不要）

6. こども園の取組

5月7日まで	5月8日以降
○感染対策を講じたうえで、通常通りの保育を実施。 (4月1日から)	通常通りの保育を実施